



中国「国家資本主義」論の再検討 : 分配問題を中心に

梶谷, 懐

(Citation)

国民経済雑誌, 210(4):13-31

(Issue Date)

2014-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81009005>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009005>



中国「国家資本主義」論の再検討

——分配問題を中心に——

梶 谷 懐

国民経済雑誌 第210巻 第4号 抜刷

平成26年10月

中国「国家資本主義」論の再検討

——分配問題を中心に——

梶 谷 懐

近年の中国経済の高度成長を欧米社会とは異なった「国家資本主義」体制に帰する論調が支配的になってきている。そのような視点の変化は根拠のないことではない。近年の中国経済の性質を考える上で重要なのは、資本不足経済から資本・投資が過剰な経済への転換がみられたことである。特にリーマンショック後の景気刺激策は、市場に対する政府の介入の度合いを増大させ、「国進民退」と一部の経済学者などから批判される事態を招いた。この過程を通じて、国有部門と非国有部門の間の格差は拡大した。中国経済の成長パターンに関する計量的な実証研究は、労働や資本といった生産要素について、部門間で適切な配分がなされていない、ということ进行明らかにしている。例えば非国有企業の技術進歩率は、一貫して国有企業のそれを大きく上回っているにもかかわらず、国有部門の賃金はむしろ非国有部門の賃金を大きく上回っており、しかもそのギャップは拡大する傾向にあった。総じて、生産額などにおけるシェアが縮小したといっても、賃金水準においては依然として揺るぎない「国有優位」が続いている。本稿では、中国における「国家資本主義」をどう考えるかという問題を、政府の説明責任が欠如した状況の下での国有部門と非国有部門間の「格差」、という観点から検討を加えたい。

キーワード 中国経済、国家資本主義、労働分配率、所得格差、国有企業

1 なぜ今「国家資本主義」か——近年の政治経済学的議論より——

近年の中国経済の持続的な高成長が顕著になるにつれ、欧米社会とは異なった「独自の政治経済体制」に帰する論調が特に海外において支配的になってきた。もちろん、日本においても、中国の「国家資本主義」をめぐる議論は盛んに行われている。欧米圏における議論が以下にみるように、むしろ政治学者によって主導されており、中国に限らず新興国の経済システムに関する、欧米のそれとの質的な差異に着目する研究が目立つのに対し、日本における議論は主に国有企業比率の推移や特定産業部門における独占的な地位など、量的なデータの分析からこの問題を考察するものが多い。¹⁾ 中国の「国家資本主義」に関する量的な観点からの検討は次節に譲り、本節では、政治経済学的な観点から中国経済の「異質性」を強調する議論を英米圏の論者によるものを中心にまとめておこう。

英国の自由主義を代表するメディアである Economist 誌は、2012年1月21日号で「国家資本主義」と題した特集記事を組み、中国やロシアなどの新興国が国家の関与を強めながら高成長を遂げている現象に注目し、その背景を分析している。同誌の‘visible hand’という記事によれば、現在の「国家資本主義」の台頭は、以下の三つの点において特筆すべき事例だという。第一に、中国を始め、現在の「国家資本主義」の担い手となる新興国の世界経済に占めるシェアが非常に大きいこと。第二に、市場に対する国家の介入強化の傾向が複数の国において急速に強まったこと。そして第三に、直接国家が企業を所有するのではなく、持ち株会社やファンドなどを通じた、より洗練された国家の介入が行われていることである。

以上のような点を踏まえた上で同記事は、「国家資本主義」が環境問題や情報通信産業など新たなインフラの整備や、グローバル企業で競争可能な「ナショナル・チャンピオン」企業を創出するのに優位性を持っていることを認めながらも、レントシーキングやネポティズムを誘発し、民間企業を圧迫する恐れがあることなど、その脆弱性について警鐘を鳴らしている。

『自由市場の終焉』という著書で「市場と国家」の対立の構図について改めて問題提起を行ったイアン・ブレマー（ブレマー、2010）は、政治面において権威主義的であり、経済面では国営企業に依存した中国の発展モデルが、「大規模な経済政策の決定を迅速に、そしてかなり効果的に行える」点で欧米の自由主義的な経済体制よりも優位に立つものの、最高指導者へのチェック・アンド・バランスが働かないことや、成長優先の経済運営が行き詰まる可能性を指摘している。

ブレマーは「国営企業」「旗艦企業に対する国家の助成」「国家ファンド」などの手段を通じて、政府が経済に主導的な役割を果たし、主として政治上の便益を得るために市場を活用することを強調している。これは、中国は欧米社会とは異質であるが、にもかかわらず（故に）成功している、という議論だといえよう。

このような、欧米型の市場経済とリベラルデモクラシーの組み合わせとは異なる中国の経済発展のパターンについては、広義の「中国モデル」論として、その評価をめぐる活発な議論が続いている。²⁾一連の議論の嚆矢となったのが、ジョシュア・クーパー・ラモが2004年に発表した「北京コンセンサス」と題する論文であろう（Ramo, 2004）。

同論文の中でラモは、中国独自の発展モデルを「北京コンセンサス」と名付け、その特徴を①科学技術の飛躍と絶えざるイノベーション、②公正な富の再分配と持続可能な成長パターン、③政治的な自主性（「ワシントン・コンセンサス」に対抗すること、自らの判断でグローバル化に参加すること、軍事力ではなく、ソフトパワーで中国の影響力を樹立すること、限られた「非対称的力」を最大限に活かして米国を牽制すること）の三点から整理した。

またステファン・ハルパーは、「中国の台頭」が国際社会に与えるインパクト（「北京コン

センサス」)について、今後の国際秩序における権威主義的体制の影響力の高まり、あるいは、グローバルな情報空間における「情報戦」の強化、などの観点から警戒感を示し、それに対抗するためのアメリカの戦略を説いている(ハルパー, 2011)。

さて、このように国家資本主義を欧米圏の論者が批判する際に強調される論点は、大きく分けて二つあるように思われる。一つは、私的財産権の不可侵性が、国家が強大な権力を持つ国家資本の下では保障されないのではないかと、という懸念に関する論点である。そしてもう一つは、民主主義や言論の自由など、欧米諸国における資本主義の発展において不可欠とされてきた政治制度の欠如に関する論点である。³⁾

前者の議論の代表的な例が、ダロン・アセモグル＝ジェイムズ・A・ロビンソンの『国家はなぜ衰退するのか』であろう。同書の基本的な主張は、ある国家や社会において持続的な経済成長が可能かどうかは、その制度的枠組みが「収奪的(extractive)」なものか、それとは対極にある「包括的(inclusive)」なものかによって決まってくる、というところにある。

アセモグルとロビンソンによれば、経済成長を促す「包括的な制度」は、議会制民主主義に代表される包括的な政治制度と、自由で公正な市場経済に代表される包括的な経済制度とに分けることができる。彼らが歴史上の膨大な事例をあげながら強調するのは、収奪的な政治制度の下では、経済的に豊かになった人々によって自らの権力基盤が脅かされることを恐れる独裁的な権力者が、その勢いを削ごうとして、遅かれ早かれ収奪的な経済制度を採用するようになる、という「法則」である。

また同書では、王朝時代から毛沢東時代にかけての中国は、絶対主義的な権力の下で、「包括的な制度」の形成が阻害され、うまく近代化＝経済発展できなかった典型例として、一貫して否定的に描かれている。また、現在の急速な経済成長についても、それは収奪的な政治制度の下で、部分的に包括的な経済制度が導入されたために生じている一時的な現象であり、例えば韓国のように政治制度が包括的なもの—議会制民主主義—に移行しなければ、いずれ現在の高成長は壁に突き当たる、というのが彼らの基本的なスタンスである。

一方、米国の著名な政治学者であるフランシス・フクヤマは近著『政治の起源』の中で、近代的な政治制度の発展には「国家」「法の支配」「政府のアカウンタビリティ(説明責任)」の三つの要素が必要だと説いた(フクヤマ, 2013)。

彼は、古代中国では漢の時代に強固な官僚制度に基づく国家体制の形成にいち早く成功したが、国家の力を制限する役割を持つ二つの要素「法の支配」「政府の説明責任」の形成はむしろ阻害されてきた。それでも強固な国家体制が「近代化」の一つの重要な要素である以上、その下である程度の資本主義的発展は可能だ、というのがフクヤマの基本的なスタンスだといってよいだろう。

アセモグル＝ロビンソンは「包括的な政治制度」の重視を通じて、民主的なガバナンスや

政府の説明責任の重要性を強調してはいるものの、経済成長が持続的なものになるかどうかを決定する要因として、あくまでも私的財産権の保護を通じた活発なイノベーションが生まれるかどうかを重視する。その意味では、私的財産権が国家によって侵食されることを「国家資本主義」は発展の持続可能性という点に関して内部に深刻な矛盾を抱えている、ということになる。

一方、強固な国家体制による「近代化」を認めるフクヤマの議論からは、改革開放期以降の中国が、政治と道德の一体化や経済秩序の流動化といった日本や西洋とは異なる統合原理を保持しつつ、近代的な資本主義的成長を続けるという現象は、とりたてて矛盾というほどではない、ということになる。⁴⁾このようなフクヤマの立場からは、中国経済の成長の持続性を判断するにあたって、アセモグル＝ロビンソンのように「私的財産権の保護」という単一の要素に注目するのではなく、格差や労使関係の矛盾といった深刻な社会矛盾に対してそれぞれの社会グループがどのように受け止め、また政府がどのような対応をとっているのか、というより複眼的な視点が要請されるといってよいだろう。

筆者は、すでに別稿において私的財産権の保護が脆弱な中国経済において、独自のイノベーションともいうべき生産性向上が広くみられることを指摘し、アセモグル＝ロビンソンの諸説の妥当性に疑問を示しておいた（梶谷，2014）。本稿では、第2節で近年の中国における「国進民退」現象をめぐるファクトファインディングの整理を行った上で、第3節において国家資本主義の下で拡大する部門間の不公正さ、ならびにそういった不公正さの背景にある政府の説明責任の問題について考察を加えていく。

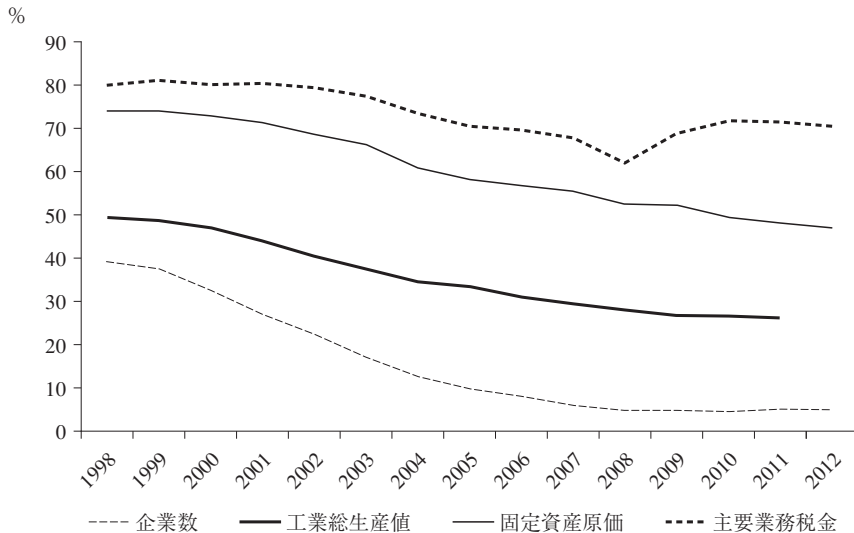
2 中国「国進民退」の実態について

中国を国家資本主義としてみる議論が台頭してきた背景として、WTO加盟当時はその後の進展が期待された国有企業改革の遅れから、むしろ国有企業が民営企業の発展を圧迫しているのではないか、という懸念が生じ、「国進民退」という用語が広く使われるようになったことがあげられる。

「国進民退」という言葉が、どの程度現実を表しているのか、という点をめぐっては、中国の内外を問わず様々な議論がある（加藤＝渡邊＝大橋，2013）。まず、各種の統計によって工業企業数・従業員・生産額に占める国有企業の比率がどのように推移しているかを確認しておこう。これらの指標における国有企業の比率は趨勢的に低下しており、このような数字を根拠とするかぎり、「国進民退」の用語は実態に即さない、という見方も一定の説得力を持っている。

一方、中国を「国家資本主義」としてみる場合の、その根拠は二つあるといってよいだろう。一つはいくつかの重要な産業において国有企業の特権的な役割が強化されているという

図1 国有・国有持ち株企業の比率



注：全工業企業に占める国有および国有持ち株企業の占める比率を示したもの。

出所：国家統計局編（各年版）

点であり、もう一つは国有部門と非国有部門の間の賃金や待遇に関する格差が拡大しつつある、という点である。ここではまず前者の問題をみておこう。⁵⁾

中国がWTO加盟を控えた1990年代後半、「大をつかみ、小を放つ（抓大放小）」、すなわち大型の国有企業は中央政府が支配し、小型の国有企業は民営化するという方針の下での国有企業改革が実施されることになった。このことにより、製造業を始めとして多くの産業では企業の民営化や民間資本の参入が進む一方、一部の分野では国有企業の独占的地位が強化されることになった。その後も、このような国有企業が独占的な地位を占める分野を次第に縮小していくべきかどうかをめぐって、政治的な綱引きが繰り返されることになる。

例えば、1999年の「中共中央国有企業改革と発展に関する若干の重大問題に関する決定」では、国有企業が支配すべき範囲を国家安全、自然独占、公共財、あるいはハイテク産業などに限定するという方針が示された。

そして2002年には第16回党大会における共産党規約の改正が行われ、私有企業家の入党が正式に認められた。また、同年に行われた憲法改正では、財産権の保護を始めとした基本的人権の保護が憲法に書き込まれた。このような私的財産権保護強化の動きを受けて、2005年には国務院が「个体経営など非公有制経済発展の奨励、支持、指導に関する若干の意見（非公有制36条）」という文書を公表し、国有企業が独占していた分野への民営企業の参入、民営企業への支援制度の導入を打ち出した。このような方針の下に、それまで国有企業が支配的

な地位を占めていた分野においても民間資本の導入が進み、一定の競争が行われるようになることが期待されていた。

しかし、2006年にだされた「国有資産監督管理委員会の国有資本調整および国有企業再構築に関する指導意見（97号文件）」では、国有企業について「国家の安全、重要なインフラおよび重要な鉱物資源に関わる産業において、公共財、公共サービスを提供し、支柱となる産業、ハイテク産業の中心となる」という方針が示され、むしろ国有経済の範囲は実質的に拡大した。

またそれと並行する形で2006年12月には、国有企業の権益拡大を目指す官庁としての性質を持つ国有資産監督管理委員会の李榮融主任が、プレスリリースという形をとり、国有企業が支配すべき16の産業を具体的に指定した。

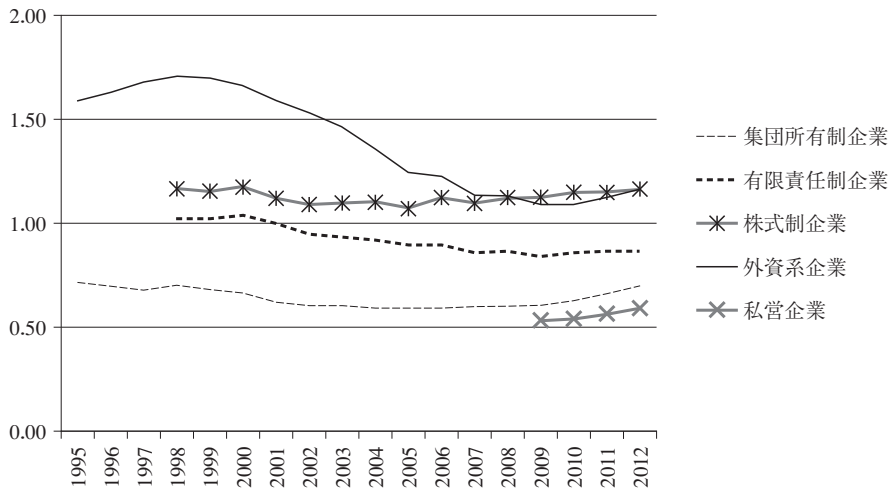
それによると、①軍事工業、②送配電・電力、③石油石化、④電気通信、⑤石炭、⑥航空輸送、⑦海運、の7業種において、国有資本が絶対的な支配権を持つべきだとされた。さらに、①装置設備、②自動車、③電子・情報、④建築、⑤鉄鋼、⑥非鉄金属、⑦化学、⑧資源探査・設計、⑨科学技術、の9分野は、「国家が比較的強い支配権を持つべき分野」として指定された。ここでいう「国家が比較的強い支配権を持つ」とは、当該産業への民間資本の参入は否定されないものの、国有資本が絶対的支配権を持つ中央企業が業界のトップ企業を占めるという事態を想定している。この発言はその後の政府の産業政策の動向に影響を与え、民営企業奨励の動きは押さえ込まれるようになったという。また、特定の産業における国有資本の支配的な地位を定めた部門立法が、上位法である国务院の行政文書や独占禁止法より優先されるという、いわば「憲政上の欠陥」ともいえるべき事態が、石油工業部門などにおける産業政策の現場でしばしば生じている（加藤＝渡邊＝大橋，2013）。

前述の図1をみれば明らかなように、国有企業は全工業企業において、企業数では10%を切っているにもかかわらず、固定資産額に関してはまだ50%近くを占めており、また税負担に関しては工業企業からの税収の70%近くが国有企業によって負担されている。1990年代後半の国有企業改革によって、地方政府が管理する多くの中小規模の国有企業が民営化、あるいは売却されていった。一方で、特定分野における大型の国有企業が中央企業の管轄となり、独占的な地位を利用して多額の利潤を得るようになり、同時に政府税収のかなりの部分を担うようになった、という構図が出現したことがみてとれよう。

中屋（2013）は、上記のように国有企業は支配的地位を占めるべきだとされるいくつかの産業を中国経済の「瞰制（管制）高地」としてとらえ、これらの部門において国有企業が支配的な地位を占めるという現象がどの程度普遍的にみられるかどうかを、産業ごとにおける代表的な企業の資本構造を丹念に明らかにすることで検証している。

その結果、①国有企業が産業全体を「支配」すべきことが明確に謳われた、「国家統制産

図2 企業別の平均賃金水準の推移



注：グラフの数値は、国有企業を1とした場合の、それぞれの所有制の企業の平均賃金水準を表わしたものである。

出所：国家統計局編（2013年版）

業」（発電・送電、石油・石油化学、通信、石炭、航空）においては、基本的に国有企業による「制圧」が維持されている。②一方、大手企業を「制圧」することが目標とされる「主要企業支配産業」では、大半の産業で70%から90%の水準で「大手企業」を制圧しており、基本的に公有企業による「制圧」が維持されていることを明らかにした。

2013年における中国共産党の第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）において採択された「全面的な改革深化に関する若干の重大問題の決定」では、国有企業への民間資本導入を前提とした混合所有制経済が「基本的経済制度の重要な実現形式」と位置づけられた。ただし、この方針が上記のような「国有企業が支配的地位を占めるべき」とされた分野においても貫徹されるのか、上記のような「管制高地」における国有企業の支配的地位を考えれば、まだ予断を許さないといつてよいであろう。

「国進民退」を主張する議論の根拠となっているもう一つの点は、国有部門と非国有部門の賃金など労働者の待遇に関する格差の拡大である。1990年代後半以降、西部大開発に代表される、格差是正を目的とした大規模な国家規模での開発プロジェクトがしばしば実施される中で、投資は国有部門に集中してきたからである。投資の集中は労働・資本比率の向上を通じて労働生産性を向上させるため、国有部門の賃金は非国有部門よりもより大きく上昇した。⁶⁾

図2は、国有企業をベンチマークにした場合の、それぞれの形態の企業における賃金水準がどのように推移してきたかを示したものである。外資系企業の給与水準が一貫して最も高

いが、今世紀に入り国有企業との格差は急速に縮まってきた。これは、金融、電力、石油化学、通信など、独占的な利潤を享受する国有企業の賃金水準が急速に上昇し、外資企業の水準に近づいたためである。また、年々その数が増えている私営（民営）企業の平均的な賃金水準は国有企業の半分程度の水準しかない（錢，2013）。

シアほかの研究（Xia=Song=Li=Appleton, 2013）は、1988年、1995年、2002年、2007年に CHIPS（中国住民収入分配研究チーム）が行った調査に基づくデータによる都市戸籍住民を対象とした家計調査により、都市住民の賃金格差がどのように拡大してきたかを明らかにしている。彼らの分析によれば、賃金のジニ係数は調査年ごとに確実に拡大しているほか、上位10分位と下位10分位との賃金比も同じような動きをたどっている（表1）。

表1 国有／非国有間の賃金格差

	1988		1995		2002		2007	
	国有	非国有	国有	非国有	国有	非国有	国有	非国有
賃金のジニ係数	0.221	0.278	0.326	0.396	0.314	0.392	0.392	0.481
上位10分位／下位10分位比	2.59	3.43	4.35	6.71	4.3	5.45	5.64	6.9
賃金差別（％）注	43.3		43		44.4		80.8	

注：ブラインダー・ワハカ分解により、国有／非国有間の賃金格差のうち、個人の属性・業種などでは説明できない要素を抽出したもの。

出所：Xia=Song=Li=Appleton (2013)

賃金格差のうち、大きな比重を占めるのが企業の所有制による賃金格差である。彼らはまた、ブラインダー・ワハカ（Blinder-Oaxaca）分解を用いて、賃金格差のうち合理的には説明できない「差別」の要因がどの程度の比率を占めるのかを測定している。

ブラインダー・ワハカ分解とは、人的資本論に基づいた賃金関数の推計を通じて、グループ間の賃金格差のうち、就学年数や経験年数といった属性の違いから説明される部分を取り出し、残った説明されない部分を差別と考えるものであり、男女間の賃金格差のうち、能力や職種ではない「差別」による部分がどの程度を占めるのか、といった点を分析するのによく用いられる手法である。シアほかの分析によると、国有企業と非国有企業間の賃金格差のうち、業種や個人の属性では説明できない「差別」に当たるものの割合が、1988年から2002年にかけてはほぼ43％～44％の間を推移していたのに対し、2007年にはなんと80％に達しているという（表1）。

リーマンショック後には、上述のように非熟練労働者の賃金水準が上昇し、このため、政府が公表している全国のジニ係数の数値も2008年をピークに若干の低下傾向をみせている。だが、地方政府の旺盛な投資により資本の過剰蓄積はリーマンショック以前に比べむしろ深刻化しており、このため、不動産価格の上昇による資産格差や、政治的地位を利用した「灰

色収入」(合法と非合法の間に位置する不透明な収入)の拡大など、新たな格差拡大の要因が生じている⁷⁾。このような現象を国有企業の「特権の強化」としてとらえるならば、ここ10年ほどの状況の変化を「国進民退」と呼ぶことには十分根拠があるといえるだろう。

以上みてきたような、「国進民退」現象が中国で起きていることをサポートする二つの現象、すなわち一部の基幹産業における国有企業支配の強化と、国有部門における賃金の上昇と非国有部門との格差の拡大、という現象は同じコインの裏表のような関係にある。というのも、次節で述べるように、中国がグローバル経済に統合される過程で、他地域の経済と同じように資本分配率の上昇と格差拡大を経験してきたが、中国ではいわば「国進民退」現象が起きていたおかげで、労使間の対立が「管制高地」たる基幹産業に及ぶことなく、社会的な安定を保つことができた、と考えられるからである。

3 21世紀の資本主義と中国の「国家資本主義」

2014年に入って、フランスの経済学者トマ・ピケティによる『21世紀の資本論』という経済書が、世界の経済学者の話題をさらった。同書は、膨大な統計データをもとに、冷戦終結後の世界各国において資本の分配率が次第に上昇し、それと並行して所得格差が拡大していることを明らかにした。

ここで、ピケティの用いたロジックを確認しておこう。ピケティによれば、資本市場がグローバルに統合され、より高い収益を求めて世界中を移動するような世界において、マクロ的な所得分配の傾向は、以下の二つの「基本法則」によって説明されるという (Piketty, 2014)。

①資本分配率＝資本収益率×資本係数

②資本係数＝貯蓄率／GDP 成長率

ピケティは、資本分配率が上昇し、所得格差が拡大していく経済の条件として、GDP 成長率を資本収益率が上回る状態が続くことをあげている。①式より、資本係数があまり変化しない短期において、資本収益率の上昇は資本分配率の増加を意味するため、所得格差を拡大させる直接の要因になる。また、中長期にわたって高い資本収益率が続くことは貯蓄率を押し上げると考えられる。そして、②式によれば貯蓄率が高く、成長率が低い経済においては資本係数が上昇する傾向がある。このことは、①式が示すように資本分配率を上昇させるので、やはり所得格差の拡大をもたらす。

ピケティによれば、欧米先進諸国において資本係数は二度の世界大戦で国土が荒廃した1910年代から1940年代にかけて継続的に低下していった後、国際間の資本移動が制限された

ブレトンウッズ体制の下で停滞を続けた。しかし、変動相場制の下で国際的な資本移動が活発になった1980年代以降、資本係数は再び上昇している。そして、そのような各国の資本蓄積の変化は各国の資本分配率の動向ならびに所得格差の動向とほぼ連動している、というのが各国の長期にわたるマクロデータを整理したピケティの発見である。すなわち、戦時中ならびに戦後のブレトンウッズ体制の時期を除き、経済成長を上回る資本収益率を背景に資本分配率の上昇と所得格差の拡大がグローバルな規模で深刻化していった、というわけである。

1980年代にフランスにおけるミッテラン左派政権が、労働分配率を上昇させる政策を導入しようとするが、労働コストの上昇を嫌った企業による資本逃避に直面し挫折したことがあった。この経験を踏まえてピケティは、資本市場がグローバルな規模で統合された現代の資本主義においては、もはや一国レベルの所得分配政策は機能せず、上記のような格差の拡大を防ぐためには国際協調による資本課税を行うしかない、と結論付けている。⁸⁾

さて、ピケティの提起した「資本主義の基本法則」は、中国のような市場に対する国家の関与が強いと考えられている経済にもあてはまるのだろうか。

この点で重要なのは、2001年のWTO加盟以降、中国経済がその成長を固定資産投資に依存する「投資過剰経済」ともいうべき状況を呈してきたことである。ただし、同じように投資が過剰な状態にあるといっても、リーマンショックの前後では、そのメカニズムは大きく異なっている。ここでは仮に、リーマンショック前を「投資過剰経済」の第一段階、ショック後を第二段階としておこう。

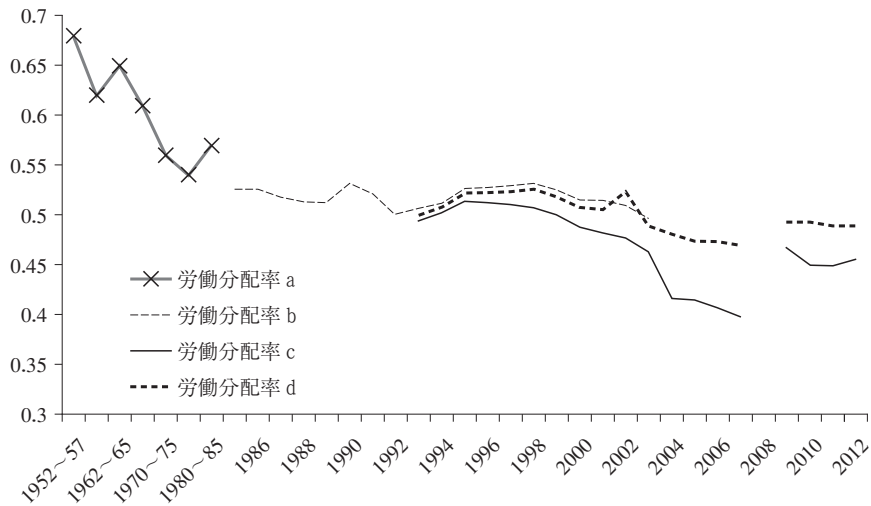
リーマンショック以前の第一段階では、労働者への賃金支払いを圧縮して旺盛な設備投資を行うという企業の行動が過剰な資本蓄積の主要な要因だったと考えられる。

図3は、中国におけるマクロの労働分配率の推移を示したものである。このうち、1950年代から70年代、すなわち毛沢東時代の数字に関しては、GDPの分配面に関するデータが直接得られないため、丸川（2013）が用いた推計値をそのまま用いた。丸川は、民間消費/GDP+3.5%を労働分配率の代替的な推計値として用いている。

また、中国のマクロ経済統計は2004年以降、それまでの旧SNA体系から93SNA体系に変更された。この変更により、それまでの旧SNAでは、自営業者の混合所得（労働報酬+営業利益）が全て「労働者報酬」に含まれていたのに対し、93SNAでは「雇用者報酬」に自営業者の労働報酬が含まれなくなった。このため労働分配率が過小に評価されることになった（許，2009，Bai=Qian，2010）。

したがって、図3における労働分配率の推計dでは、以下のような手法によって営業業者の労働報酬を推計し、「労働者報酬」の統計から控除することにした。まず、1993年から2003年までは93SNAの営業余剰+混合所得と、旧SNAの混合所得を含まない営業余剰の二つの系列が入手可能なので、この二つの数値を利用してそれぞれの年の混合所得の値を推計する。

図3 中国における労働分配率の推移



注1：労働分配率 a は丸川（2013）の推計による。

注2：労働分配率 b は旧 SNA に基づいた推計。

注3：労働分配率 c は93 SNA を用い、混合所得から経営者の労働報酬を控除していない。

注4：労働分配率 c は93 SNA を用い、混合所得から経営者の労働報酬を控除している。

出所：中国国家统计局国民经济核算司編（2003，2007）

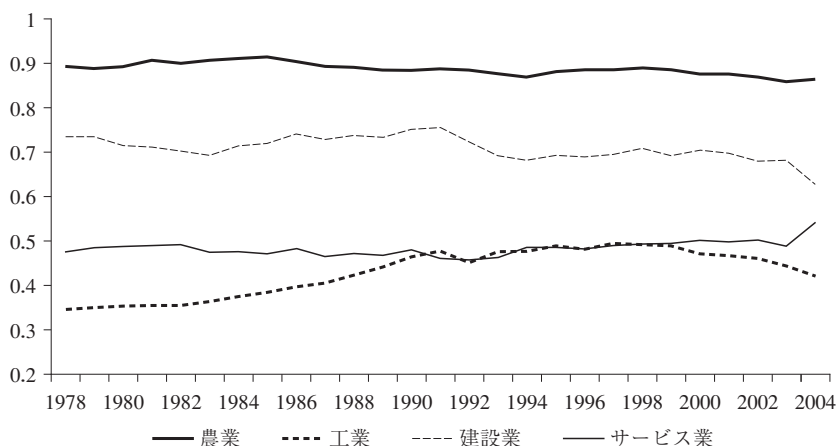
国家统计局編（各年版），丸川（2013）

具体的には、まず旧 SNA の系列を利用して混合所得を含まない営業余剰の対 GDP 比を求め、それを SNA 93における GDP の値に乗じて営業余剰の値を求める。そうして求めた営業余剰の値を営業余剰＋混合所得の値から引くことで混合所得の値を求める。そして、経営者の労働報酬の値を混合所得の67%として推計を行った（梶谷，2012）。

さて、改めて図3を確認すると、中国におけるマクロの労働分配率は、2009年以降比較的大きな上昇がみられるものの、1990年代以降、趨勢的には低下傾向を示していることがわかる。労働分配率の低下は、家計の消費需要の低下と密接に関係しており、上述のような政府による投資需要による成長率の底上げを誘発しやすいと考えられる。例えば顧（2014）は、労働者への賃金の過少支払いがマクロでみた過剰資本蓄積の原因となることを、理論モデルによって示している。

一方、マクロレベルの労働分配率の評価には注意も必要である。パイとチエンの研究（Bai=Qian, 2010）によれば、中国の GDP 分配面の統計を部門別にみた場合、農業部門の労働分配率は一貫して0.9前後と非常に高い水準にあるが、これは明らかに過大に推計されている。農家の収入に含まれる、本来ならば営業余剰にカウントされるべき資本、あるいは土地がもたらす要素収入なども、その大部分が労働報酬に組み入れられているからである。彼らによれば、2000年代に入ってから中国全体でのマクロの労働分配率低下のかなりの部分は、

図4 部門別労働分配率



出所：Bai=Qian (2010)

このように労働分配率が過大に評価された農業部門のシェアの低下によって説明されてしま⁹⁾う。

ただし、図4にもみられるように、工業に限っても今世紀に入ってから労働分配率の低下がみられる点は注目に値する。この事実を、以下にみるようなミクロ的な分析から得られる労働分配率の推移と基本的に一致するからである。

このような労働分配率をマクロ統計からみる手法に比べて、より信頼性が高く、また部門ごとの傾向について比較がしやすいのが、企業のミクロデータを用い、製造業部門における労働の限界生産性と比較しながら、労働分配率がどの程度過大に評価されているのか検討を行うという手法である。

1980年代後半に国有企業改革が開始されると、利潤追求を目的としない国有企業は、従業員に過大な賃金支払いを行っており、それが経営を圧迫しているという主張が盛んになされるようになった。例えば、南＝本台（1999）は、1980年から1994年までの期間における全国、天津、武漢の国有企業のミクロデータを用い、その労働生産弾力性と労働分配率を時系列的に比較し、1980年代半ばまでは労働分配率が生産弾力性を下回ること、1980年代半ば以降の国有企業改革により、労働者のインセンティブを強化する賃金改革が行われたことから、労働への分配が過剰になり、結果として国有企業の経営状態が悪化していると指摘した。

しかしながら、その後、中国の労働分配率をめぐる状況は大きく変化した。賃金水準が限界労働生産性を下回る、いわば過少分配の傾向がみられるようになったのである。そのことを強く印象づけるのがフレイシャーほか（Fleisher＝Hu＝Li＝Kim, 2011）による研究である。彼らは、1998年から2000年の、北京、上海、広州、天津、成都の425の鉱工業企業のミ

クロデータを用いて、労働の限界生産性と賃金水準とのギャップを推計した。その結果、教育水準の高い従業員（技能労働者）の2000年の賃金水準は労働の限界生産性のわずか7.5%、また、教育水準の低い従業員（非熟練労働者）の賃金水準も労働の限界生産性19.2%と、いずれも限界生産力を大きく下回る水準しか賃金が支払われていないことを明らかにした。

これらの先行研究をみても、2000年代に入って、工業部門における労働分配率がむしろ労働生産性を下回る状況が一般的になったとみてよいであろう。このことは、当然ながら資本収益（企業利潤）の拡大という結果を招くはずである¹⁰⁾。これが慢性的な過剰投資の背景となったことは、すでにみたとおりである。

この点について、ドラーとジョーンズ（Dollar=Jones, 2013）は、中国経済の高投資率と低い労働分配率とを表裏一体のものとしてとらえ、以下のような指摘を行っている。中国では戸籍制度による自由な労働力移動の制限を背景に、特に農村から都市に出稼ぎに来ている非熟練労働者（農民工）の賃金水準が工業部門の限界労働生産性を大きく下回る状況が持続していた。安価な労働力の利用により都市の工業部門では資本蓄積や技術進歩が生じ生産性が向上するが、このことにより国有部門などの正規労働者と農民工との賃金ギャップはますます拡大する。

同時に、マクロの労働分配率が低下し、社会保障制度の不備を背景に家計の貯蓄率が上昇する。膨れあがった家計の貯蓄は、資本市場への政府の介入により、一部の国有部門における固定資産投資へと「動員」される。このようなメカニズムによって、近年の中国では部門間の格差拡大と過剰な投資が並行して進んだ、というのが彼らの見解である。

グローバル経済との一体化が進み、外国資本も含めた資本蓄積が進む一方、非熟練労働者の賃金が低く抑えられたため格差が拡大するという「投資過剰経済」の第一段階における中国の状況は、まさにピケティが描いた構図通りといってもよいかもしれない。

ただし、上記のようなロジックは、農民工による労働争議の活発化などの影響で最低賃金が増え、労働分配率が改善したリーマンショック後の状況下では厳密には成り立たない。この時期にはむしろ各地で最低賃金が増え、全体の労働分配率が改善したからである。政府が公表した全国のカギ係数の数値も、ここ数年はむしろ低下傾向をみせている。また、旺盛な不動産投資の結果、資本の収益性は大きく低下している。これは、通常であれば投資を減少させるはずだが、実際には2009年以降、GDPに占める総資本形成の比率は大幅に拡大したのである。

前掲のピケティによる「資本主義の基本法則」の①式が示すように、資本係数が大きく変化しないという前提の下では、労働分配率の上昇、すなわち資本分配率の低下は資本収益率の低下をもたらす。これは、通常であれば投資を減少させるはずである。しかし、実際には2009年以降にGDPに占める総資本形成の比率はむしろ大幅に伸び、約50%を記録している。

このような「投資過剰経済」の第二段階の主役は、リーマンショック後の大規模な景気刺激策、ならびにそれを受けて活性化した地方政府主体の投資行動である。景気を刺激するための投資事業はその大半が地方政府に丸投げされたが、地方債の発行や、銀行からの政府の借入れが厳しく制限されていた。このため「融資プラットフォーム」と呼ばれるダミー会社を通じて資金を調達し、都市のインフラやマンションなどの建設を大々的に行ったのである。同時に中国人民銀行は大胆な金融緩和によって地方政府の資金調達をサポートし、それによって生じる土地や不動産価格の上昇期待がさらなる投資の呼び水となった。収益性が低下しているにもかかわらず、民間資本も含めた高投資が持続したのは、それがキャピタルゲインへの期待に支えられていた、すなわち資産バブルの発生と切り離せないものであったということとを物語っている。

投資過剰経済の第一、第二段階を通じて、投資は国有部門に集中してきた。その結果、国有部門の賃金は非国有部門よりもさらに大きく上昇したことは、すでに前節で述べたとおりである。¹¹⁾ 国有－非国有企業間の賃金格差が、生産性の違いなどに裏付けられない「差別」的なものだ、ということは、経済全体でみると深刻な資源配分上の非効率が生じている可能性を示唆するものである。

この点に関し、ブランドとチュー（Brandt=Zhu, 2010）は、①非国有企業の全要素生産性（TFP）は一貫して国有企業のそれよりも高いこと、②にもかかわらず国有部門の賃金は一貫して非国有部門の賃金を大きく上回っていること、③賃金格差は1990年代後半に一旦縮小するが、その後また拡大していることを指摘している。ブランドとチューによれば、このような賃金格差には労働市場だけでなく、資本市場のゆがみも大きく関係している。すなわち非国有部門の方が資本の収益率が高いにもかかわらず投資は一貫して国有部門に集中しており、それが国有部門－非国有部門間の賃金格差を生んでいるというわけである。

ブランドとチューは、農業部門と国有／非国有工業部門という三部門間の資本・労働の移動を考慮した生産関数の推定を行い、その結果をベースにシミュレーションを行っている。その結果、国有部門の労働シェアが減少し、および国有部門－非国有部門間の賃金格差が縮小することによって経済全体のTFP成長率が上昇することを明らかにした。要するに、要素市場のゆがみがなく、生産性の高い部門に資本と労働が自由に移動することができたならば、現実のように固定資本投資を大きく増加させることなく、高い成長率を記録することができた、というのが彼らの結論である。

さて、「国家資本主義」としての性質を保持しつつグローバル資本主義との関わりを深めつつある中国において、上述のピケティの提起した「資本主義の基本法則」は果たして貫徹しているといえるのだろうか。

これまで述べてきたような中国の文脈においては、ピケティが普遍的な現象とみなしてい

る資本分配率の向上を、国有／非国有という二つの部門においてそれぞれ生じている現象に分けて整理することができるだろう。まず、国有部門に関しては、旺盛な投資により資本係数が上昇するという現象がみられた一方、その資本収益率は低いままにとどまっていた。旺盛なイノベーションと賃金の過少支払いによって高い資本収益性を実現してきたのは、むしろ非国有部門の方だったと考えられる。すなわち、資本収益率の拡大が格差拡大と並行して生じるという動きは欧米と同じだとしても、①非国有部門における労働分配率の低下、および②国有部門と非国有部門間における要素市場の分断性と格差の拡大、という二つの異なるルートを通じてそれが進行した点に、中国の国家資本主義の特徴があるといえるのではないだろうか。ただし、この点に関してはより精緻な実証的検証が必要であり、それは今後の課題としたい。

ブレマーは、その著作の中で、国家資本主義では市場が個人に機会をもたらすものとしてではなく、国家あるいは支配者層の利益を増進する手段としてみなされることを指摘していた（ブレマー、2010）。一方、中国のケースは国有部門の労働者までも含めた、かなり広範な層に利益の享受者となった点に特徴がある。このような社会的に「不公正」な現象が民間資本ではなく、国家資本主導で行われたところに、国家の説明責任の欠如、という国家資本主義の根本的な性質が表れているといえよう。

ただし、以上のような「不公正」の存続は、中国共産党の統治の持続性を考えれば十分に合理性がある。金融や資源、電信など国家経済の基幹部門の従業員の不満がたまり、労働運動に発展すれば大きな社会不安を誘発しかねない。すなわち、現在の「国家資本主義」体制は、「管制高地」部門における独占的な地位を維持することで、そのような事態の発生を未然に防いでいるともいえよう。このように考えると、今後大胆な国有企業改革を実施することには大きな政治リスクを伴うといわざるを得ない。

また、本文中でも述べたように、2008年のリーマンショック後には、全体的に労働分配率が上昇し、このように資本収益率が低下しているにもかかわらず、資産価格の上昇期待に支えられて高投資が持続するという構図が5年もの間続いてきたことには注意が必要である。ショック後の米国がQE（量的緩和政策）を持続し新興国からの資本逃避が生じにくい状況だからこそ、中国国内における再分配政策が可能になったとも考えられるからである。これは、投資による分配政策が、QEの終焉と同時に持続可能ではなくなる、ということを示唆するものである。¹²⁾その意味では、リーマンショックとその後のQEの発動という、グローバル経済におけるイレギュラーな要因に支えられた面が強く、必ずしも持続可能性ではない、と考えるのが妥当かもしれない。いずれにせよ、中国における国有／非国有という部門間の二重構造に支えられた「国家資本主義」の持続可能性は、グローバル資本主義との関係によっても大きく規定されているのである。

おわりに

本稿では、中国における「国家資本主義」が、①非国有（私営）部門における労働分配率の低下、および②国有部門と非国有部門間における要素市場の分断性という二つのルートを通じて資本分配率を高め、所得格差を拡大させる傾向を持つことをみてきた。

中華人民共和国憲法（1982年憲法）前文では、四つの基本原則（社会主義の道、人民民主主義独裁、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想・鄧小平理論および「三つの代表」重要思想）を憲法の指導思想として提起し、その「堅持」を「中国の各民族人民」に求めている。最高法規に特定のイデオロギーの「堅持」が書き込まれていることからみても、欧米諸国のような思想・表現の自由が憲法では保障されておらず、法による支配を基本とする立憲主義とは相容れないものになっている、といわざるを得ないであろう（石塚、2012）。結局のところ、このような法による支配および国家の説明責任が不十分であることが、中国経済が国家資本主義的な性質を持つ一つの大きな根拠になっているといえてよい。

また、中国国内における資本蓄積と格差拡大という国家資本主義の下での現象が、2001年のWTO加盟を始めた中国のグローバル経済への統合過程と同時並行していたことには、改めて注意が必要である。中国のような「大国」の場合、一国の制度の形成やその制度の下での経済成長の状況は、当然ながらグローバルな資本主義のあり方と相互に影響を及ぼしあうと考えられるからである。このことから、今後の中国経済における国家資本主義体制の持続可能性を検討する上では、世界経済との相互作用にも十分注意を払っていく必要があるといえよう。

注

- 1) 日本における中国の「国家資本主義」を検討した代表的な文献としては、加藤＝渡邊＝大橋（2013）、大橋編（2013）がある。
- 2) 「中国モデル」に関しては何か実態のある成長モデルの提案がなされているというわけではなく、むしろ中国国内の「右派」「左派」という政治的な対立が中国の発展モデルに対する評価に反映されたものとみるのが適当である。詳しくは梶谷（2013）を参照のこと。
- 3) 一方、やはり中国の発展パターンが西洋由来の国民国家型のものとは異質であることを認めながら、それを単に「逸脱」ではなく、別個の経済発展モデルとして高く評価すべきだ、という立場からの議論として、マーチン・ジェイクスの『中国が世界を支配するとき：西洋世界の終焉と新たなグローバル秩序の始まり』（ジェイクス、2014）をあげておく。
- 4) 以上のような両者のスタンスの違いは、フクヤマによるアセモグル＝ロビンソンの著作に対する批判に端的に表れているように思われる。フクヤマは、アセモグル＝ロビンソンの指摘する「包括的な政治制度」には近代国家、法の支配、政府の説明責任などの要素が含まれているが、このうちのどの要素が経済成長に影響を与えるのか、必ずしも明確ではないと指摘している。詳

しくは加藤（2013）を参照。

- 5) 以下の記述は、基本的に加藤＝渡邊＝大橋（2013）第二章および第三章の内容を参考にしている。
- 6) いうまでもなく、このことは必ずしも資源配分の効率性をもたらさない。詳しくは次節参照。
- 7) 「灰色収入」に関しては王小魯の研究（例えば王，2013）などを参照のこと。王によれば，2009年には推計公式には現れない「隠れ収入」が都市部だけで9兆3000億元（GDPの約30%）に達しており，そのうち，6.2兆元（GDPの約12%）が上述の灰色収入であるという。また，このような隠れ収入の全体額のうち，所得上位20%の高所得者層が70%以上を得ているとのことである。
- 8) 開発経済学者のダニ・ロドリックも，近著（ロドリック，2013）の中で，格差の拡大を防ぎ，民主的な政治を行うためには国際資本移動をある程度制限するなど，グローバリゼーションに制限を加えるべきだ，という主張を行っている。
- 9) パイとチエン（Bai＝Qian，2010）によれば，1998年から2007年までの労働分配率の低下を説明する要因のうち最も効果が大きいのは2004年における旧SNAから93SNAへの切り替えという国民経済統計の修正の効果であり，次が農業部門の低下と工業部門の成長という部門間の比率の変化，次に国有企業改革により労働分配率の高い国有企業のシェアが減少したことをあげている。
- 10) また，呂＝郭（2012）は，1978年から2008年までの資本および労働者に対する課税や社会保険料などの再分配効果を考慮した後の資本および労働分配率を推計している。呂と郭の分析によれば，再分配後の労働分配率は1980年代前半に一旦上昇するが，その後は趨勢的に低下していく。また，資本の分配率はちょうどそれとは逆の動きをたどっている。
- 11) 1998年から2005年の規模以上鉱工業企業のパネルデータを用いて，労働分配率の決定要因を分析したパイとチエン（Bai＝Qian，2010）の研究によっても，国有企業の労働分配率は非国有企業よりも有意に高いという結果が得られている。
- 12) 米国におけるQEの終焉が中国の金融政策に及ぼす影響を端的に示したものが，2013年6月における短期金融市場における流動性の逼迫であった。この時期には，米国の量的金融緩和が終了間近だという予測が広がり新興国からのホットマネーの逆流が生じていたほか，理財商品の返還期限が6月末に集中していたことから，短期金融市場は流動性不足ぎみに推移していた。その中で，中央銀行である中国人民銀行は，あえて市場から資金を吸収する行動に出た。このため6月20日の銀行間市場における資金は逼迫し，SHIBOR（上海銀行間金利）のオーバーナイト金利は13.44%を記録した。この「流動性危機」は，中国における「影の銀行」の拡大とその潜在的なリスクについて，内外の関心を呼び起こすことになった。

参 考 文 献

- Bai, Chong-En and Zhenjie Qian (2010), "The Factor Income Distribution in China: 1978-2007," *China Economic Review*, Vol. 21, pp. 650-670.
- Brandt, Loren and Xiaodong Zhu (2010), "Accounting for China's Growth," *IZA Discussion Paper*, No. 4764.
- Dollar, David and Benjamin F. Jones (2013), "China: An Institutional View of an Unusual Macroeconomy," *NBER Working Paper Series*, No. 19662.
- Fleisher, Belton M., Hu, Yifan, Li, Haizheng and Seonghoon Kim (2011), "Economic Transition, Higher

- Education and Worker Productivity in China,” *Journal of Development Economics*, Vol. 94, pp. 86-94.
- Piketty, Thomas (2014), *Capital in the 21st Century*, Harvard University Press.
- Ramo, Joshua C. (2004), “The Beijing Consensus: Notes on the New Physics of Chinese Power,” *The Foreign Policy Centre*.
- Xia, Qingjie, Song, Lina, Li, Shi and Simon Appleton (2013), “The Effects of the State Sector on Wage Inequality in Urban China: 1988-2007,” *IZA Discussion Paper*, No. 7142.
- 国家統計局編（各年版）『中国統計年鑑』中国統計出版社
- 呂冰洋＝郭慶旺（2012）「中国要素收入分配の測算」『経済研究』第10期
- 中国国家統計局国民経済核算司編（2003）『中国国内生産総値核算歴史資料1996－2002』中国統計出版社
- 中国国家統計局国民経済核算司編（2007）『中国国内生産総値核算歴史資料1952－2004』中国統計出版社
- アセモグル，ダロン＝ジェームズ・A. ロビンソン（2013）『国家はなぜ衰退するのか：権力・繁栄・貧困の起源（上・下，鬼澤忍訳）』早川書房
- 石塚迅（2012）「岐路に立つ憲政主張」『現代中国研究』第31号
- 大橋英夫編（2013）『ステート・キャピタリズムとしての中国：市場か政府か』勁草書房
- 梶谷懐（2012）「中国経済の動学的非効率性に関する実証分析——AMSZ 基準を用いた検討——」『国民経済雑誌』第206巻第5号
- 梶谷懐（2013）「グローバル化と『中国モデル』」『新しい歴史学のために』No. 283
- 梶谷懐（2014）「なぜ中国経済論は収斂しないのか——アセモグル・ロビンソンの制度論から考える」『JRI レビュー』Vol. 3. No. 1
- 加藤弘之（2013）「包括的制度，収奪的制度と経済発展——アセモグルとロビンソンの『国家はなぜ衰退するのか』を読む——」『経済経営研究年報』第63号
- 加藤弘之＝渡邊真理子＝大橋英夫（2013）『21世紀の中国 経済編：国家資本主義の光と影』朝日新聞出版社
- 許憲春（2009）『詳説 中国 GDP 統計——MPS から SNA へ（作間逸雄・李潔訳）』新曜社
- 顧濤（2014）「中国経済成長の動学的非効率性について——その原因と厚生損失」『日本経済研究』No. 70
- ジェイクス，マーチン（2014）『中国が世界をリードするとき：西洋世界の終焉と新たなグローバル秩序の始まり（上・下，松下幸子訳）』NTT 出版
- 銭小英（2013）「中国の都市労働問題と格差是正」『日中経協ジャーナル』No. 229
- 中屋信彦（2013）「中国「瞰制高地」部門における公有企業の支配状況調査」『調査と資料』第118号，名古屋大学大学院経済学研究科付属国際経済政策研究センター
- ハルパー，ステファン（2011）『北京コンセンサス：中国流が世界を動かす？（園田茂人・加茂具樹訳）』岩波書店
- フクヤマ，フランシス（2013）『政治の起源——人類以前からフランス革命まで——（上・下，会田弘継訳）』講談社
- ブレマー，イアン（2010）『自由市場の終焉——国家資本主義とどう闘うか——（有賀裕子訳）』日本経済新聞出版社

丸川知雄（2013）『現代中国経済』有斐閣アルマ

南亮進＝本台進（1999）「企業改革と分配率の変動」（南亮進・牧野文夫編『大国への試練：転換期の中国経済』日本評論社）

ロドリック，ダニ（2013）『グローバリゼーション・パラドクス：世界経済の未来を決める三つの道』（柴山桂太・大川良文訳）白水社